

# 市民参画による 成年後見活動

## 広がる権利擁護の可能性

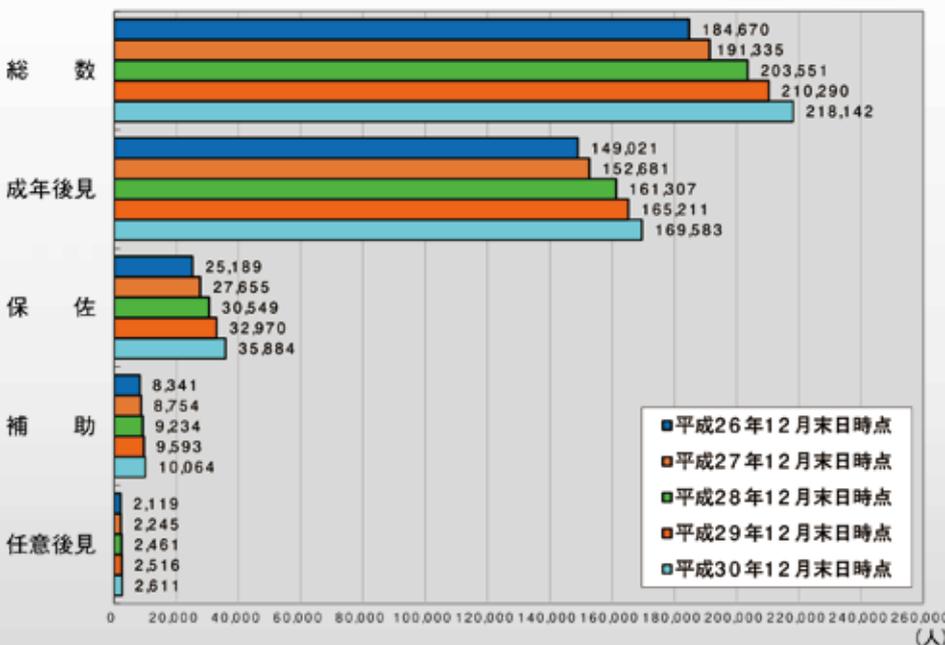
成年後見制度の制定から20年。親族以外の第三者後見人が7割以上を占める中、市民後見人が注目されているが、位置付けや活動のあり方は定まっていない。市民が権利擁護・成年後見制度に関わる意義と市民参画について、考えたい。



【特集チーム】

筒井 のり子、阿部 太極、香山 芳範、  
永井 美佳、牧口 明、増田 宏幸、  
百瀬 真友美

●成年後見制度の利用者数の推移



●本人と成年後見人等との関係  
(親族、親族以外)



●本人と成年後見人等との関係  
(親族以外の内訳)



(注) 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

出所：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—平成30年1月～12月—」

# 「市民」後見人の ジレンマと可能性

編集委員 筒井のり子



高齢者、障害者に対する詐欺事件や虐待事件が後を絶たない。どうすれば権利侵害を防ぐことができるのか。いや、

権利侵害を防ぐだけではない。自分の納得のいく暮らし、その人らしい人生を全うするための積極的な権利行使も重要な権利擁護の一つだ。

自分で情報を集めて判断できるときはいい。しかし親や配偶者、また自身身が認知症になったらどうする？ あるいは知的障害や精神障害によって判断が難しい人は？

「おひとりさま」の終活が注目を集めるなか、「成年後見制度」への関心も急速に高まっている。しかし、制度制定か

ら20年。今、「後見人のなり手をどのよう確保するのか」という大きな課題に直面している。

本特集では、成年後見制度の利用の状況や課題を整理するとともに、権利擁護を担う一つの制度である成年後見制度に、「市民」がどう関わっていけるのかを検討したい。

## あまりに少ない 成年後見制度の利用

実際に成年後見制度の利用はどのくらい広がっているのだろうか。1ページに挙げた棒グラフは、過去5年間の利用者数の推移を示したものである。こ

れによると、2018（平成30）年12月末の時点で、利用者は21万8142人。年々増加傾向にあるが、21万8千

人という数字は、実はあまりに少ない。日本成年後見法学会理事長の新井誠

氏によると、国際的には、成年後見制度の利用率は総人口の約1%に相当するという（注1）。日本に当てはめると約130万人になる。超高齢社会である

ことを考えると、潜在的ニーズ（判断能力が不十分であると思われる認知症高齢者、知的障害者、精神障害者）はさらに多いと思われる。

こうした状況を踏まえ、16年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する

法律」（成年後見制度利用促進法）が公布、5月に施行された。

また、このグラフからは、「後見」類型の利用が8割近くあり、「任意後見人制度」と「補助」類型の利用が低迷していることがわかる。自己決定権をできる限り残し、本人の現有能力を活用する制度として登場した「補助」類型や、自己決定権の実現に資するとされる任意後見人制度の利用が伸び悩んでいることは、大きな問題である。

## 誰が後見人になるのか？

本制度がスタートしてから、最も変化したのが本人と後見人等の関係であ

る。制度が始まった00年当初は「親族」が90%を占めていた。しかし、18年になると、「親族」は23%に激減。親族以外の「第三者後見人」が76・8%を占めるようになる。「第三者後見人」のほとんどは弁護士、司法書士、社会福祉士等の「専門職後見人」である（1ページの円グラフ）。

こうした変化の背景には、高齢夫婦世帯や単身世帯の増加が挙げられる。成年後見制度の利用者としては認知症高齢者、知的障害者、精神障害者が想定されるが、中でも認知症高齢者の増加が著しい。ある研究によれば、25年に約650〜700万人、40年には800〜950万人、60年には850〜1150万人になると予測されている（注2）。親族後見人が減少する中、専門職後見人の数にも限りがあり、後見人のなり手不足が深刻化している。

一方、国は00年頃より社会福祉への地域住民の参画を重要視し、共助や互助の強化を求めようになった（注3）。こうした二つの流れから、親族や専門職ではない新たな後見人類型として「市民後見人」が登場したのである。

## あいまいな市民後見人

実は、市民後見人についての統一され

（注1）新井誠「成年後見制度の理念と実際」『法学セミナー』575号、2002年11月、44ページ  
 （注2）二宮利治「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」平成26年度  
 （注3）「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」（厚生労働省、2008年）

## そもそも 成年後見制度 とは？

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人のために、家庭裁判所によつて選ばれた後見人が、本人の不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護等のサービスや施設入所に関する契約を結んだり（身上保護）することとで、その保護を図り、権利行使を支援する制度である。

旧来の制度であった「禁治産・準禁治産制度」は、要支援者のニーズに適した柔軟な利用ができず、財産管理への対応に偏重しているなどの問題点、また用語の差別性や戸籍による公示への抵抗感があることなどから、あまり利用されていなかった。そこで、民法改正により2000年4月1日から新たな成年後見制度が始まった。その3大理念は、「自己決定の尊重」「現有能力の活用」「ノーマライゼーション」である。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の二つがある。法定後見制度は「後見」「保佐」「補助」の三つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっている（図参照）。

任意後見制度は、本人が将来、判断能力が不十分になった時に備えて、あらかじめ後見人や支援内容を決めておく、将来担保型の制度である。希望者は自ら選んだ代理人（任意後見人）と任意後見契約を公証証書で結んでおく。そして本人の判断能力が低下したのちに、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督の下、任意後見が開始される。

### 成年後見制度

（対象となる人）

#### 法定後見制度

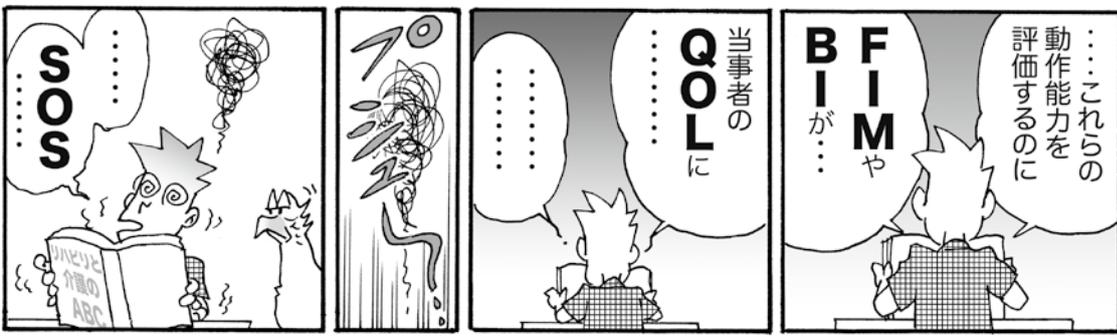
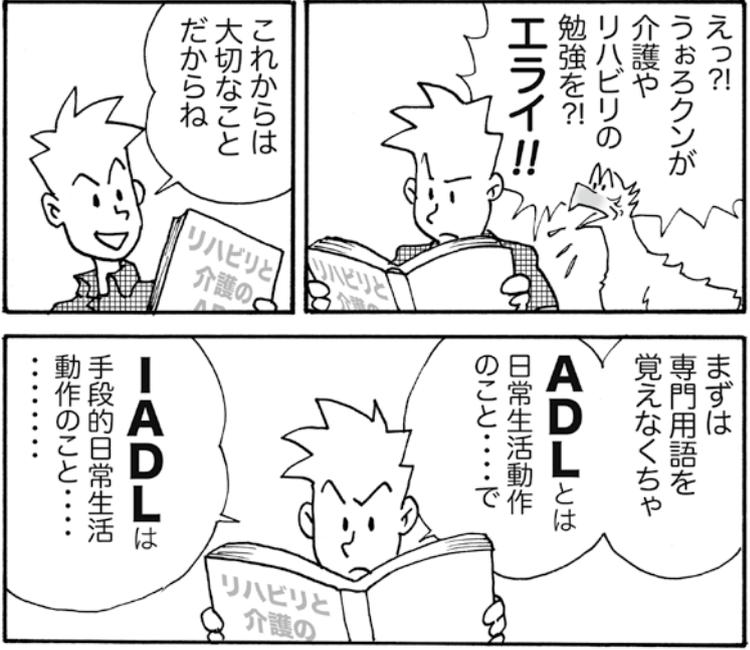
- 後見……………判断能力が欠けているのが通常の状態の人
- 保佐……………判断能力が著しく不十分な人
- 補助……………判断能力が不十分な人

#### 任意後見制度

（将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて本人の意思で契約）

# Vol.108 「ADL」って何？

うおろ君の  
気にな〜る  
セミナー



ADLは「Activity of Daily Living」の略で「日常生活活動（動作）」、「ADLはそれに「Instrumental」を加えて「手段的日常生活活動（動作）」と呼ばれる。「ADLの類似概念として」拡大ADL「応用的ADL」などの表現が用いられることもある。

ADLが毎日の生活を送る上で必要な基本的身体動作（食事・排泄・着替え・入浴・整容・歩行など）を指すのに対し、IADLは買物・洗濯・清掃・調理・服薬や金銭管理など、社会性につながる日常生活動作のこととされる。

いずれも、元はリハビリテーション医療の分野で使用されていた用語であるが、今日では、介護分野の基本用語としても定着している。

二つの能力を評価する手法として、FIM（機能的自立度評価表）、バーセルインデックス（B-）、ダスク21（認知症による生活機能障害を評価）等の手法が開発されてきたが、近年では、障害の「医療モデル」から「社会モデル」への変化を受けて、当事者のQOL（Quality of Life＝生活の質）の向上に結びつく評価手法の開発が課題とされている。

編集委員 牧口明

ウオロ・バインダー、  
いかがでしょうか?

ウオロ2年分(12冊)を  
挟み込めるバインダー  
(1冊500円+送料340円)です。  
お問い合わせはウオロ編集部/office@osakavol.orgまで

# 「海運堂・海運堂別館」

## 午

後6時過ぎ。炊きたてのご飯の匂いがただよ々と、走り回っていた子どもたちが炊飯器の周りに集まる。鍋いっぱいのカレーをよそう代表の砂田沙紀さん。「ご飯ができたらおとなしくなるんです」と、参加者の女性はほほえむ。少し遅れて子連れの父親も姿を見せ、名札テープを胸に

食卓に加わった。神戸市東灘区、JR住吉駅すぐ近くの海運堂別館は、15人程度が座れる畳敷きスペース。実家のようにご飯の用意ができていることから、「実家部」と名付けられたこの親子食事は、海運堂オープン時から続く人気イベントだ。

沙紀さんと夫の祥平さんが、当



新拠点での「実家部」



現拠点2階のフリースペース



代表の砂田沙紀さん

(注) 思想家・武道家の内田樹さんが主宰する合気道の道場。

### 特定非営利活動法人 海運堂

電話:070-5040-6192(砂田)  
E-mail:info@kobe-kaiundo.jp  
http://kobe-kaiundo.jp/blog/

時住んでいたマンションから凱風館(注)に行く道すがら、3階建ての空き家を見つけたのは2014年。最初の子どもの生まれて間もないころだった。いろいろな市民活動にかかわっていた母親をもつ祥平さんの影響で、沙紀さんも人が出会い、つながる場の必要性を感じていた。「いっそ住みながら、ここをそんな拠点にすれば」。合気道の師である内田樹さんに相談すると賛意を得、「海運堂」と命名して道場関係者にも宣伝するなど、全面的に支援してくれた。

3階に一家が寝起きし、2階の台所と居間を共有スペースにした「住み開き」のスタイルで発足し5年。「実家部」をはじめ、多学年が集まる「こども囲碁部」、読み聞かせとブックトークの「おとなとこどものおはなし会」など主催イベントも増え、地域とのつながりも深まった。そして活動をより広げていきたいと、19年春にNPO法人化、7月には凱風館に隣接するビルの1階に海運堂別館を開設した。

「今までは自宅兼だったの制限もありました。ここでは、もっといろいろなことができそうです」。沙紀さんは期待する。

編集委員 村岡正司

である。このように権力側と対等に闘える「情報公開」は、まさに強力な「武器」である。

近年、情報公開制度を使った取材・報道は増えつつある。しかし、その大半は、個々の記者の問題意識に基づくものである。取材の主流は依然として、政治家、官僚、財界人、警察官、検察官との人間関係をもとに情報を引き出すやり方だ。まさに「忖度記者」「御用記者」の温床である。報道各社も、記者クラブに頼らず、情報公開制度を武器に、時には訴訟も辞さない、調査報道を主とする部局を公式に設けるべきではないのか。

編集委員 神野 武美

本書は、石原慎太郎都知事(当時)の交際費や行動記録、また特定秘密保護法案などの法案作成過程記録について、情報公開請求を駆使して成果を上げた調査報道を紹介している。だが、こうした取材方法は、決して新しいものではない。評者(神野)も約30年前から、国に先行して、1984年に情報公開条例を制定した大阪府などへの公開請求を基にして新聞記事を書き、それ以前も、評論家立花隆氏の「田中角栄新金脈追及シリーズ」(週刊朝日、82年)取材班に加わり、本書資料編「調査に使える公開情報」にある、建設業許可申請書や不動産登記

簿といった元々公開されている情報を駆使して、田中ファミリー企業の犯罪行為を暴いた経験がある。

情報公開法(2001年4月施行)は、「何びと」も公開請求でき、しかも「原則公開」である。行政機関には開示義務があり、一定の客観的要件を満たさなければ「不開示」にできない仕組みである。本書には、政府による恣意的な不開示や、意図的に記録を作成しなかった疑いがある例も紹介されている。しかし、「情報は存在しない」とすること自体が「意思決定過程を合理的に跡付ける記録」を求める公文書管理法に違反すると指摘できるの



### 武器としての情報公開 権力の「手の内」を見抜く

日下部聡著  
筑摩書房、2018年11月  
本体820円+税

～市民視点のドキュメンタリー映画を紹介する

イランのドキュメンタリー映画『少女は夜明けに夢をみる』は、更生施設で暮らす少女たちの小さな声を丹念に拾い集め、私たちに届けてくれる。

少女たちが入所した理由は、強盗、売春、薬物使用、殺人とさまざまだ。こう書いてしまうと、いわゆる不良少女が出てくる映画かと思ってしまう。しかし、映画の中の少女たちは屈託がなく、まだあどけなさが残る10代の女の子たちばかりである。そして、加害者である前に、被害者であったという事実も共通している。父親の暴力、母親の育児放棄、近親者からのレイプなど、まだ幼い彼女た

ちは社会の中で追い詰められている。誰からも愛されず、気にもされない日常の中で唯一、友人ができて、笑顔になれる場所がこの施設だった。個々の人生の厳しさに目を背けたくなってしまふ瞬間もあるが、監督であるメルダード・オスコウイ氏のまなざしの温かさがそれを包み込んでいく。そして、監督に全幅の信頼を寄せている少女たちの姿は、遠いイランの出来事であるにもかかわらず深い共感を呼び起こさせる。

映像も美しく、まるで役者のために書かれたセリフのような彼女たちの言葉は、時に知的でウィットに富んでいるが、その根底には、

どうしようもないほどの悲しみと切実さが染みついていく。だからこそ、私たちの胸に突き刺さる。

私が大好きなシーンに、彼女たちが歌をうたい始めるところがある。一人の少女が録音スタッフのマイクを見上げ、「マイクを見るといつい歌いたくなっちゃう」と言っていて歌い始める。すると周りの少女たちも一緒に歌い始め、いつの間にか大合唱になっている。私は彼女たちの歌を聴きながら、慰められているような、勇気づけられているような気持ちになった。想像もつかないほどの人生の苦難に立ち向かいながら、それでも懸命に生きる彼女たちの姿に、思わず目頭が熱くなってしまう。

少女たちは今日も、イランのどこかで夢を見ているのだろうか。

あの少女たちは今夜、どんな夢を見ているのだろうか？



今月の作品「少女は夜明けに夢をみる」

原題：Royahaye dame sobh  
監督・脚本：メルダード・オスコウイ  
配給：ノンデライコ  
2016年 | 76分 |  
イラン | ドキュメンタリー  
11月2日より  
岩波ホールほか  
全国で順次公開

●今月の館主

しまだ りゅういち  
島田 隆一



イラスト：杉浦 健

2012年、映画『ドコノモイケナイ』を監督。本作で2012年度日本映画監督協会新人賞受賞。その他、『いわきノート』(2014年/編集)、『桜の樹の下』(2016年/プロデューサー)。現在、日本映画大学非常勤講師。「ドキュメンタリー映画って、観るよりも作る方が数十倍面白いよ!」といつも思います。



みんなの「わがまま」入門

富永京子著  
左右社、2019年4月  
本体1750円+税

社会運動はこれまで多くの人々の意識を変え、法律などの制度を変えてきた。私たちが生きやすい社会をつくるためには不可欠なものと言える。にもかかわらず現代社会には「社会運動がなんとなくイヤ」という人が少なくない。

「中立ではない」「ただの自己満足だ」「意味がない」など社会運動に対するネガティブな言葉はたくさんある。また、主張に賛同していても自分の意見を伝えたり、政治を批判したりすることが難しい空気が私たちの生活する社会には存在する。

本書は、「社会運動」の意義を「わがまま」というキーワードを用いて読み解いている。ただ

し、「わがまま」を「自己中」や「自分勝手」といった世間一般での使われ方ではなく、「自分あるいは他の人がよりよく生きるために、その場の制度やそこにいる人の認識を変えていく行動」と定義する。政治や社会に対して声をあげ、「わがまま」を言うことを阻害する要因をひもときながら、社会運動に向き合おうとするのが本書である。

生活の中にあるモヤモヤを考へ、不満に対して「わがまま」を言うことが社会と関わることであり、政治に働きかける「芽」をつくるものでもある。不平や不満を言うことは、個人的な体験と政治的な事柄や社会の抱える問題などを結びつけること

につながる。「わがまま」を言うことへの抵抗をなくし、「わがまま」を他者と共有して共感をえることで社会のゆがみが見えてくる。そのプロセスで葛藤を抱えることの大切さが本書では丁寧に説明される。

過去を振り返ると、小さな異議申し立てが多くの人に広まり、社会の常識や制度や政策となっている。誰かの「わがまま」をめぐる議論は、さまざまな考え(オルタナティブ=代替案・選択肢)の源泉であり、創造的な営みののだろう。本書を通して、社会運動は私たちが暮らす社会をよりよくする選択肢を可視化してくれるのだと気付かされる。

編集委員 竹内 友章